

# 遊休農地解消緊急対策事業の概要

農地中間管理機構（以下、「機構」）が遊休農地を借り受け、遊休農地を解消した後、新たな受け手へ貸し付け

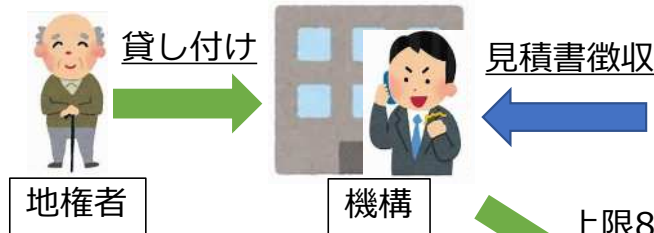
## ①事業計画書の作成、提出



## ②遊休農地解消方法の検討



## ③遊休農地の借受、 ④遊休農地解消作業の実施



## 事業対象要件

- ・農振農用地区域内の農地
- ・簡易な整備で解消可能な1号遊休地(緑区分)
- ・農地中間管理権は使用貸借(賃料無し)のみで、**10年以上設定すること**
- ・遊休農地解消後の受け手が**確実に見込まれること**(翌年度までに貸付)
- ・地域として、今後持続的に利用すべきと判断した農地であること

## 事業の流れ

- ①市町村が、遊休農地解消を希望する場合、農業委員会等と連携し、事業計画書を機構に提出
- ②市町村と機構は、遊休農地解消方法を検討
- ③市町村と機構は、農用地利用集積計画に係る手続きを実施、機構は遊休農地を借り受け
- ④市町村は、解消作業の受託候補者を選定し、見積書を徴収  
機構は、受託者を決定、解消作業を委託して実施
- ⑤市町村と機構は、農用地利用配分計画に係る手続きを実施、  
機構は、受け手に農地を貸し付け

## ⑤受け手への農地の貸し付け

